

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	鑄物師 (鑄物師町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月19日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落内の認定農業者と利用者で今後離農による面積以上の耕作を希望されているため、受け手が確保されている。 集落人口や耕作者減少が生じている中、老朽化した農業生産基盤の整備・保全(用水路の改修、排水路の泥上げ、道路・畦畔の雑草刈りなど)が必要になってくるため、次世代につなげる農業のあり方を考える必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

作物の生産は現状と同じように水稻、麦、大豆、果樹になるが、農業機械の寿命や耕作者の高齢化による離農を防ぐために、共同耕作(グループ化)の促進。また、農業生産基盤の整備・保全などを農地所有者や地域住民に協力を依頼して次世代につなげるような農業共同活動の仕組みを確立・促進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	95.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	95.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農が出た場合は集落の耕作者が引き受けて耕作していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営方針を踏まえつつ、今後中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
老朽化した農業生産基盤の整備・保全(用水路の改修、排水路の泥上げ、道路・畦畔の雑草刈りなど)を農地所有者や地域住民に協力を依頼して維持管理していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
小規模農家が機械の共同利用を進めていき離農の遅延をするが、後継者不在の場合は地区にて多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り込んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が見込める作業(水稲防除等)についてはJAの利用を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 現在設置されている獣害防止柵の整備・保全を進めていく。
 ② 有機・減農薬・減肥料を進めるため、JA推奨のこだわり米の取組を進めていく。
 ⑤ 現在の果樹農家の継続を図る
 ⑦ 老朽化した農業生産基盤の整備・保全(用水路の改修、排水路の泥上げ、道路・畦畔の雑草刈りなど)農地所有者や地域住民に協力を依頼して次世代につなげるような農業共同活動の仕組みを確立・促進していく。